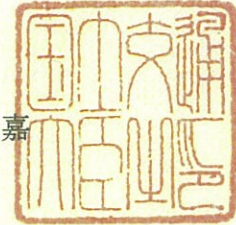


認定書

国住指第 3564 号
令和 3 年 2 月 17 日

株式会社イケダコーポレーション
代表取締役社長 池田 佐知 様

国土交通大臣 赤羽 一嘉



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第九号及び同法施行令第 108 条の 2 第一号から第三号まで（不燃材料）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
NM-5239
2. 認定をした構造方法等の名称
亜麻仁系樹脂塗装／基材（不燃材料（せっこうボード及び金属板を除く））
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

1. 一般名
 亜麻仁系樹脂塗装/基材(不燃材料(せっこうボード及び金属板を除く))

2. 形状・寸法等(基材を除く)

項目	仕様
形状	平板
表面の形状	平滑
厚さ(mm)	0.01±0.002以下
質量(g/m ²)	48±5以下

3. 材料構成等

項目	仕様
(1) 亜麻仁系樹脂塗料	厚さ(mm) : 0.01±0.002以下 質量(g/m ²) : 48±5以下(固形量) (有機質量(g/m ²) : 36±5以下) 組成(mass%) : 亜麻仁油樹脂(アマニオイル、アマニスタンドオイル天然樹脂エステル、アマニスタンドオイル) 75±5 無機質顔料(珪酸、マイクロワックス) 15±3 無機質充填材(乾燥アミノ酸、無鉛乾燥材(Ca, Co, Mn, Zr)) 10±1
(2) 基材	不燃材料(せっこうボード及び金属板を除く) 平成12年建設省告示第1400号に例示されたアルミニウムを除く不燃材料のうち、すでに化粧を施されたもの及びせっこうボード、鉄鋼、金属板を除くもの。ただし厚さは6mm以上とする。

4. 構成断面等(単位 : mm)

